

今年度からの介護保険料について

介護保険制度がスタートして3年が経ちました。介護保険制度の導入により、多くの方に介護サービスを提供できるようになり、また家族の負担も軽減されています。一方、介護を必要とする方は、今後さらに増加が予想されることから、次の要因（ ）を加味し、平成15～17年度の65才以上の方の介護保険料（年額）を、下表のとおり決定しました。

高齢者や要介護認定者の増加によるサービス量の増加
 サービス提供事業所の新規開設などによるサービスの充実
 高齢者人口の増加にともない、65才以上の保険料の負担割合が全国一斉に17%から18%に変更

介護サービス内容や量が充実し、利用者が多くなると保険料が高くなるということをご理解のうえ、保険料納付にご協力ください。

納期
 普通徴収（納付書や口座振替による納付）7～2月の8期
 特別徴収（年金天引きによる納付）4・6・8・10・12・2月の6期
 ただし、4～8月の3回の納付額は、

介護保険料（年額）

段階	15～17年度	14年度
第1段階（基準額×0.5）	19,000円	16,000円
第2段階（基準額×0.75）	28,500円	24,000円
第3段階（基準額）	38,000円	32,000円
第4段階（基準額×1.25）	47,500円	40,000円
第5段階（基準額×1.5）	57,000円	48,000円

現在天引きされている金額と同額となります。差額は10～2月の3回で精算されます。

問い合わせ先

福祉保健課いきがい係
 （庁舎1階 窓口） 73 5500

国保だより

問い合わせ先
 町民課 国保係
 （庁舎1階 番窓口）
 73 2114

4月1日から国保の退職者医療制度が変わります。平成15年4月1日から健康保険（健康保険組合、共済など）での自己負担の割合が3割に統一されることに伴って、退職者医療制度での自己負担の割合も、本人、被扶養者ともに3割に統一されることになりました。また、外来の薬剤にかかる一部負担がなくなりました。

ただし、保険証は、4月からそのまま使用できます。職場などの健康保険の資格がなくなった方へその後の健康保険としては、次の3つの方法があります。可能であれば、家族の健康保険の被扶養者となる健康保険の任意継続に加入

国民健康保険に加入
 国民健康保険に加入する場合に必要なもの
 健康保険資格喪失証明書または通知書 国民健康保険被保険者証（同一世帯で国民健康保険の人がいる場合）印鑑
 任意継続の期限切れによる国民健康保険加入の場合も、同様です。

学生用・遠隔地用保険証をお持ちの方へ
 平成15年3月31日で有効期限が切れますので、4月以降も引き続き希望される方は、手続きが必要となります（新たに必要とされる方も同様です）。

【学生用】 在学証明書（4月1日以降の日付のもの）
 保険証 印鑑

【遠隔地用】 行き先の住所や電話番号などの連絡先 保険証 印鑑

固定資産税の 情報開示が広がります

15年度から、納税者のみなさんがこれまで以上に固定資産税の信頼性を高めることを目的として、縦覧制度の改正をはじめ固定資産税についての情報開示が拡充されました。

縦覧制度の改正

これまで、納税義務者本人が所有する固定資産に限られていた縦覧制度が、新たに作成される縦覧帳簿により、納税義務者の方が町内の全ての土地または家屋の価格を、縦覧できるようになります。

土地価格等縦覧帳簿

(所在地番、地目、地積、価格を記載)

家屋価格等縦覧帳簿

(所在地番、家屋番号、種類、構造、床面積、価格を記載)

縦覧帳簿の縦覧期間

4月1日 ~ 4月21日

問い合わせ先

税務課賦課係(庁舎1階 番窓口)
73-2113

15年度 町税納期限 まちづくりのための納税を忘れずに!

納期	町県民税	固定資産税	国保税	軽自動車税	納期限
4月				全期	4月30日
5月		第1期			6月2日
6月	第1期				6月30日
7月		第2期	第1期		7月31日
8月	第2期		第2期		9月1日
9月		第3期	第3期		9月30日
10月			第4期		10月31日
11月	第3期		第5期		12月1日
12月			第6期		12月30日
16年1月	第4期		第7期		2月2日
2月		第4期	第8期		3月1日

※納税には、納め忘れもなく便利な
口座振替が利用できます

町税に関するお問い合わせは税務課
(庁舎1階・73-2113)までお気軽に

年金だより

老後の生活にとって国民年金は大きな役割を担っています。あなたの老後を充実したものにするために必要な時に届出が必要となります。



こんなとき	必要なもの
住所が変わったとき	印鑑・年金手帳
氏名が変わったとき	印鑑・年金手帳
保険料を納めるのが困難なとき	印鑑・年金手帳
学生で保険料を納めるのが困難なとき	印鑑・年金手帳
保険料を口座振替で納めたいとき	納付書・通帳・通帳の印鑑
配偶者の扶養からはずれたとき (3号~1号)	健康保険証・印鑑・年金手帳
年金手帳をなくしたとき	印鑑
任意加入するとき(希望による)	事前に電話にて問い合わせください

保険料は忘れずに納めましょう

14年度国民年金保険料は4月30日まで納付を!

「納付案内書」を持参してお早めに納付手続きを

お願いします。

問い合わせ先
町民課 年金係
(庁舎1階 番窓口)
73階 2114